

# 「浄土平レストハウス」施設運営委託事業 公募型企画プロポーザル方式募集要領

この要領は、「浄土平レストハウス」（以下、レストハウス）という。）施設運営委託事業において、公募型企画プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定める。

## 1 業務の目的

福島県を代表する観光地「浄土平」に位置するレストハウスの管理運営を委託し、吾妻山や浄土平へのさらなる観光誘客を図る。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名

「浄土平レストハウス」施設運営委託事業

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 3 委託契約上限額

52,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 4 スケジュール

令和8年

2月24日（火）	募集要領をHPに公表
3月3日（火）17時まで	質問書の提出期限
3月5日（木）	質問回答を県HPに掲載
3月9日（月）17時まで	参加表明書の提出期限
3月13日（金）17時まで	企画提案書等の提出期限
3月25日（水）頃【予定】	審査結果の通知

## 5 参加資格等

プロポーザルに参加する者は、以下の要件のいずれも満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案資料の受付期間において、福島県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 施設の管理は、福島県の「令和8・9年度庁舎等維持管理業務入札参加資格有資格者名簿」に掲載されている者が行うこと。

名簿に掲載されていない者が参加する場合は、施設管理を第三者委託により名簿に掲載されている者に委託するものとし、企画提案書には委託予定先を明示すること。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）（以下これらを「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること。

ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用するなどしたと認められる関係を有すること。

ニ 暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる関係を有するとき。

ホ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するとき。

(5) 契約の履行を複数の事業者で分担する場合（コンソーシアム）は、代表幹事業者が、運営管理、構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を行うこと。契約は、本県と代表幹事業者との間で締結する。

## 6 募集要領及び各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、福島県観光交流課ホームページから取得できる。なお、15に示す本プロポーザルの問合せ先窓口又は郵送等での交付は行わない。

## 7 質問等の受付

### (1) 受付期限等

令和8年3月3日（火）17時までに、問合せ先窓口まで下記について電子メール又はFAXにより提出すること。

なお、電子メール、FAXとも電話にて送付した旨を知らせること。

また、電話による本業務に関する質問の受付は行わない。

### (2) 提出書類

質問書（様式第1号）

### (3) 回答

質問に対する回答は、令和8年3月5日（木）までに県観光交流課のホームページ上に掲載する。

## 8 参加表明書の提出

### (1) 提出期限等

令和8年3月9日（月）17時までに、問合せ先窓口まで持参、郵送、電子メール、FAXのいずれかにより提出すること。

なお、電子メール、FAXとも電話にて送付した旨を知らせること。また、この提出がない者の企画提案書は受け付けない。

※郵送による提出の場合は、提出期限内必着とする。

(2) 提出書類

ア 参加表明書（様式第2号）（1部）

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限等

令和8年3月13日（金）17時までに、15に示す提出先へ持参又は郵送により提出すること。

※郵送による提出の場合は、提出期限時間内必着とする。

(2) 提出書類、部数

ア 企画提案書、工程表及び業務実施体制（正本1部 副本5部）  
様式任意。日本工業規格A4版とする。

イ 事業経費積算書（見積書）（正本1部 副本5部）  
様式任意。日本工業規格A4版とする。

（業務の各項目に対応した内訳を記載し、代表印を押印すること）

ウ 福島県から受注した業務実績一覧（実績がある場合）（正本1部 副本5部）  
任意様式（過去3か年程度の業務名、発注元、業務内容、受注額）

エ 会社概要（様式第3号）1部

※様式内容を満たしていれば、会社パンフレットの代用可

オ 定款又は寄付行為の写し及び法人登記簿の写し（提出3ヶ月以内のもの）1部  
（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）

カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第4号）  
1部

(3) 提案の内容

仕様書の委託業務内容に記載している各業務が、円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。

10 企画提案書等の提出に際しての留意事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

(1) 提出者が上記5に定める参加資格等を満たしていない場合。

(2) 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。

(3) 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

(4) 虚偽の内容が記載されている場合。

(5) 提出書類に不備があった場合。

(6) 本実施要領に違反すると認められる場合。

11 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 提出された提案書等は返却しない。

(2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。

(4) 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることができるものとする。

- (5) 提出書類を提出した後、辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること

## 12 プロポーザルの審査に関する事項

### (1) 選定方式

業務委託者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）が行うものとする。審査委員会は、提案書等を審査（書面又はヒアリング等）し、これを総合的に評価し、最優秀者（随意契約の予定者）を選定する。

なお、本プロポーザルは、説明会を実施しないため、本募集要領や仕様書を確認の上、参加すること。

### (2) 審査基準

審査項目・評価基準	評価得点	加算率
・各委託事業内容を十分に理解し、運営に問題はないか。（運営上の各種法令の認識・遵守等）	1・2・3・4・5	×2
・周辺温泉地や観光施設との連携が十分とれている内容か。	1・2・3・4・5	×2
・観光誘客に効果的な独自施策や2階スペースの活用が提案されているか。	1・2・3・4・5	×2
・観光誘客、販売促進として十分な内容が計画されているか。（集客方法、施設のPR方法）	1・2・3・4・5	×3
・物販や食事の提供等は効果的な内容となっているか。（提案内容には、提供するメニューや販売物を具体的に記載すること。）	1・2・3・4・5	×4
・スタッフの配置は適切か（業務実施体制において、人数や役割分担、他の第三者委託を実施する場合等具体的な記載はあるか）	1・2・3・4・5	×2
・提示した工程表の内容は年間を通して施設運営に問題はないか。	1・2・3・4・5	
・見積書の業務経費（内容、数量、単価）は安価に提示されているか	1・2・3・4・5	×2
・これまでの県との契約経験は豊富か。（県の庁舎管理運営委託の実績を重視する。）	1・2・3・4・5	
・事業遂行上必要と思われるノウハウを十分有しているか	1・2・3・4・5	
合 計	100点満点	

※点数は5（優れている）、4（やや優れている）、3（普通）、2（やや

劣る)、1(劣る)の5段階評価で審査項目により傾斜配点とする。

(3) 評価点の算出式

評価する審査委員の評価点の合計点数とする。

(4) 審査結果の公表・通知

審査結果については、採用する事業者名のみ観光交流課ホームページで公表するとともに、採用、不採用に関わらず、後日参加者には書面により結果を通知する。

13 業務の契約

審査委員会により選定された最も適した提案者(以下、「契約候補者」という。)と仕様書等の協議及び福島県財務規則に基づき契約交渉を行い、その者との協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

14 その他

(1) 契約書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

(2) 提案書の提案内容が、実際の業務にすべて採用されるものではないことに留意すること。

(3) 契約金額は、県と最優秀者が協議し委託契約に係る仕様を確定したうえで、契約を締結する。契約金額は、協議結果に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。ただし、見積金額は3の上限額内とする。

(4) 提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しない。また、採点者についても同様に公表しない。

(5) 選定されなかった者は、12(4)が到達してから7日(土曜日及び日曜日を除く)以内に、書面により選定されなかった理由について説明を求めることができる。書面が到達した日から10日以内に回答するものとし、「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表する。

(6) 本施設は、吾妻山の噴火警戒レベルの引き上げリスクがあるため、噴火警戒レベルの引き上げにより、レストハウスが立入禁止区域に指定された場合は、契約内容の変更及び契約金額の減額変更等を行う場合があるので予め留意のこと。

(7) 令和7年度の利用実績

開所期間：R7.4.26～R7.11.11

利用者数：約297千人

(8) 自然災害や原油価格高騰による物価変動、吾妻山の火山活動の状況によっては、開所できる期間が短期間等、収益が減少する可能性がある旨を了解の上、応募すること(収益減少に対する補償等はいりません)。

(9) 施設平面図の閲覧を希望する場合は、事前に閲覧希望日時を15の問合せ先まで連絡すること。

(10) 本事業の実施は令和8年度当初予算の成立を条件とする。予算が成立しない場合は事業を見直すことがある。

15 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎11階）

福島県 観光交流局 観光交流課 担当：渡部

電話 024-521-7286 FAX 024-521-7888

E-mail [tourism@pref.fukushima.lg.jp](mailto:tourism@pref.fukushima.lg.jp)